

第三十四回国 参議院建設委員会會議録第四号

昭和三十五年二月十六日(火曜日)午前  
十時二十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 岩沢 忠恭君  
理事 稲浦 鹿藏君  
松野 孝一君  
武藤 常介君  
田中 一君

委員 小澤久太郎君  
小山邦太郎君  
櫻井 三郎君  
田中 清一君  
米田 正文君  
内村 清次君  
武内 五郎君  
安田 敏雄君  
田上 松衛君  
小平 芳平君  
村上 義一君

國務大臣 村上 勇君  
建設大臣 村山 俊夫君  
政府委員 樺山 俊夫君  
首都圏整備委員 大沢 雄一君  
建設政務次官 鬼丸 勝之君  
建設大臣官房長 關盛 吉雄君  
建設省計画局長 山本 三郎君  
建設省河川局長 山本 三郎君  
事務局側 常任委員 武井 篤君  
会専門員 篤君

本日の會議に付した案件  
○首都高速道路公団法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○海岸法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○建設業法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査(昭和三十五年度及び昭和三十四年度補正建設省関係予算に関する件)

○委員長(岩沢忠恭君) ただいまから建設委員会を開会いたします。本日は初めに首都高速道路公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(村上勇君) ただいま議題になりました首都高速道路公団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知の通り首都高速道路公団は、昭和三十四年六月、首都高速道路公団法に基づき、東京都の区に存する区域及びその周辺の地域において有料の自動車専用道路等の新設その他の管理等の事業を総合的に行なうことを目的として設置されたのでありまして、その事業資金は、出資金等のほか、公団が発行する首都高速道路債券により調達することといたしております。従って、自動車専用道路等の建設事業を促進するためには、首都高速道路債券による資金調達円滑化をはかる必要があ

りますので、首都高速道路債券の元利の支払いにつきまして政府が保証をすることができるよう措置することとし、首都高速道路公団法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

この法律案の要旨は、政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、首都高速道路債券にかかる債券について保証することができ旨を定めようとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願い申し上げます。

○委員長(岩沢忠恭君) 次に海岸法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(村上勇君) ただいま議題となりました海岸法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

現行海岸法は、海岸保全区域の管理は原則として都道府県知事等の海岸管理者が行ない、主務大臣が海岸管理者に代わってみずから工事を行なうことができるとは、国土の保全上特に重要と認められる海岸保全施設の施設または改良に関する工事等、その規模が著しく大であるもの等でございます。災害復旧に関する工事につきま

ては、もっぱら、都道府県知事等の海岸管理者がこれを行なうこととなっております。

しかしながら、昨年の台風第十五号による海岸保全施設の災害の復旧工事のように、国土の保全上きわめて重要なものにつきましては、主務大臣が施行する必要があると、今後は、新設又は改良に関する工事と同様、一定の場合に主務大臣が災害復旧に関する工事をみずから施行することができるとしようとするものであります。

以上がこの法律案を提出した理由であります。次にその要旨について御説明申し上げます。

まず、第六条の一部を改正し、主務大臣がみずから施行することができる工事に海岸保全施設の災害復旧に関する工事を加えることとし、これにともない主務大臣が施行する海岸保全施設の災害復旧に要する費用の負担及び負担金の納付方法に関する規定について所要の改正を行なうとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岩沢忠恭君) 次に建設業法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(村上勇君) ただいま議題となりました建設業法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、現行の建設業法におきましては、第五条に登録の要件を定めており、同条に定める要件に該当する者は、登録に関する資格を得、また同条第一項各号の一に該当する者は、第二十六条の規定によって主任技術者となることとすることができるとなっております。

この第五条で定める資格のうち、第一項第二号には、「建設工事に關し、法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けた者」と定められておりますが、建設工事に關する免許等で建設業法制定の当初においては予想されなかつた単なる作業等に関するものが実施される傾向になって参りました。現行のままでは今後不適当な者が資格を得る場合も生じますので、同号の規定を改正し、建設工事に關する免

る法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知のように建設業法は、昭和二十四年制定以来建設工事の適正な施行と建設業の健全な発達に寄与して参つておるのであります。最近における建設事業の発展の状況にかんがみ、建設工事の一層適正な施行を期することが必要と考えられますので、同法の一部を改正し、建設業者の施工する建設工事の従事者等について技術検定の制度を設けるほか、建設工事に關する施行技術を確認するため所要の規定の整備をはかることといたしました。

以上がこの法律案を提出した理由であります。次にその要旨につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、現行の建設業法におきましては、第五条に登録の要件を定めており、同条に定める要件に該当する者は、登録に関する資格を得、また同条第一項各号の一に該当する者は、第二十六条の規定によって主任技術者となることとすることができるとなっております。

この第五条で定める資格のうち、第一項第二号には、「建設工事に關し、法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けた者」と定められておりますが、建設工事に關する免許等で建設業法制定の当初においては予想されなかつた単なる作業等に関するものが実施される傾向になって参りました。現行のままでは今後不適当な者が資格を得る場合も生じますので、同号の規定を改正し、建設工事に關する免



に、「予算額には直轄事業に係る地方負担金を含む」ということに相なっております。あとで御説明申し上げますように、三十五年度におきましては特別会計の設定に伴いまして、国費と地方分担金を合わせてその年の仕事をやるように相なっておりますので、その点を申し上げておきます。三十五年度の予算額の中には直轄事業の地方負担金が含まれておられるのでございます。それから先ほど申し上げましたように、三十四年度分は当初予算額でございまして、補正予算等を含んでおりません。従いまして、三項にあるように、三十四年度予算については三十四年度に予備費支出した額、及び補正によりまして追加いたしましたものもございまして、多少減額したのもございまして、それらの額は次の通りでございます。

まず、それらの変更のあった分につきましては申し上げますと、治水といたしまして補正予算で全部で一億五千五百万円に追加相なっております。その内訳といたしましては、河川が四千万円、増額、それからダムが七億五千二百万円、減少でございます。これは例の補正予算を組む際に、用地等の問題で後年度に送ることができずものをここに減少いたしました次第であります。

それから砂防におきましては八億七千五百万円、増額に相なっておりますが、これは例の緊急砂防のものでございます。それから機械におきまして一億千百万円の減額に相なっております。海岸が二千八百万円の減額でございます。災害によりまして海岸事業が災害に振

りかわったための減少でございます。それから伊勢湾の高潮対策事業でございますが、これは御承知のように、木曾川等の下流部の高潮で被害を受けた分を含めまして、愛知県、三重県等の海岸の高潮対策事業でございます。予備費で十六億二千三百万円、補正予算で五十四億三千三百万円、この補正予算の五十四億三千三百万円の中に、第三次の補正予算でお願いいたしております七億が含まれておりまして、合計いたしまして七十億五千六百万円でございます。

それから災害復旧といたしましては、本予算の予備費並びに補正予算の予備費で、合わせて四十五億九千三百万円支出される予定でございます。第二次、第三次の補正予算を合わせたものが百七十二億三千三百万円に予定でございます。百七十二億の中には約四十六億円の第三次補正予算が含まれております。合計いたしまして、災害復旧費は二百十八億二千六百万円が支出される予定でございます。それから、災害関連でございますが、これは予備費で八千二百万円、それから第二次補正予算におきまして六億二千九百万円、合わせて七億一千一百万円の支出がされる予定でございます。これらを合計いたしますと、予備費で六十二億九千八百万円、第二次、第三次の補正予算を合わせまして二百三十四億二千二百万円、合わせまして二百九十七億二千二百万円が、三十四年度当初予算に對しまして追加にさら

に追加されて支出される、ということに相なるわけでございます。次は第二ページに参りまして、ただいま御説明申し上げました三十五年度

の歳出予算の内訳の比較表が書いてございます。これはまず中の欄に三十四年度の当初予算額というのがございます。治水事業におきましては、三百四十一億九千九百万円、一般会計からの繰り入れの国費と、それから借入金金が二十一億六千三百万円ございました。これは特定多目的ダム建設工事特別会計の地方分担金に相当する借入金でございます。二十一億六千三百万円でございます。これを合わせまして、国費に該当するものが三百六十三億五千四百

万にございまして、その左の欄の三十五年度の予算額というのがございます。これに對しまして三十五年度は、国費が三百八十五億三千三百万円、これに對しまして地方分担金が八十七億七百万円、合わせて四百六十二億四千万円というに相なっております。一番右の欄にございまして、一般会計からの国費は四十三億四千二百万円、増額、地方の分担金が六十五億四千四百万円、合わせて百八億八千六百万円というに相なっております。これを合わせまして、これは、従来

におきましては、直轄の多目的ダムだけを特別会計で処置しておいたわけでございますが、来年度からは河川、砂防、建設機械、それからダム、補助分も特別会計に編入いたしました結果、地方分担金の額が増額をいたしましたわけでございます。以上合計いたしました事で、業費で百四十一億、国費で百八億の増額と相なつたわけでございます。次は、海岸保全事業は、これは三十四年度と同じでございます。一般会計の支出が二億九千万円ふえたと

いうことでございます。これは特別会計には入っておらないのでございまして。それから次は伊勢湾の高潮対策事業でございます。これが三十四年度は当初予算はゼロでございましたが、三十五年度予算額におきまして、一般会計からの繰り入れの国費が八十五億八千九百万円、地方分担金が七億四千万円、合わせて九十三億三千五百万円でございます。ここに地方分担金の借り入れが書いてございまして、御承知のように、伊勢湾高潮対策事業のうち、木曾川等の河川の高潮対策と密接な関連があります部分は直轄で行ないますが、この分だけは治水事業と密接の関連がありますために特別会計で処置する、直轄事業にいたしまして特別会計で処置するということをお願いいたしておりますために、この地方分担金の借り入れが出てくるわけでございます。

それから、次は災害復旧対策におきましては、いずれも三十四年度と同じでございます。一般会計の支出が増額し、あるいは多少の減額をいたしておる予算でございます。次は第三ページに参りまして、以上の予算をもちまして継続事業の促進に重点を置くわけでございますが、新規の事業がどういふふう採択される予定かという一覧表を差し上げてございまして。事項別に三十四年度と三十五年度の比較がございまして、主として三十五年度の状況を御説明申し上げます。まず河川の項といたしましては、直轄河川改修事業でございますが、これも内地と北海道にあるわけでございますが、全体といたしましては

継続が九十四本で、新規が一本、合わせて九十五本の直轄河川を施行する予定でございます。内地が八十二本、継続だけでございまして。北海道におきまして継続の十二本に新規一本を加えて十三本を施行するわけでございます。この一本は留萌川でございます。

それから特殊河川改修事業も十四本の継続以外に一本を入れまして、十五本を施行する。それから次は中小河川の改修事業でございます。全国では継続事業が三百二十四本、それに新規二十三本を加えて三百四十七本とする予定でございます。この三百二十四本の継続事業におきましては、摘要欄に書いてありますように、新潟地盤沈下によりまして、新潟付近の河川のかさ上げ工事をやっておりますが、従来は局部改良を行なわれておりましたが、これを中小河川に格上げをいたしまして、継続として取り扱うということに相なっております。その内訳といたしましては、内地は新規二十本を採択いたしました。三百七十七本にする。それから離島の事業といたしましては新規一本を入れまして三本を施行する。北海道は新規に二本採択いたしまして二十七本にしようというにございまして。

次は小規模河川の改修事業でございます。全国では七十九本の新規を入れます。継続中の五十二本を合わせまして百三十一本を施行する。内訳といたしましては内地が七十本の新規を入れます。百二十二本、北海道は昨年はまだ項目が入っておりませんでした。これこそ全然新規でございます。九本の新規を採択いたしました。

三



しようということで繰り入れをやっておりません。それから地方公共団体の工事負担金収入が六十七億四千五百三十八万五千円でございます。これが従来もやっておりました借入金に相当いたします。これは特別会計の設定と同時に、地方公共団体が現金でおさめるわけでございまして、この裏づけといたしましては、直轄事業債というのが八割程度見込まれているわけでございます。そのほかに付帯工事費の負担金の収入が二億六千万円、受託工事の納付金の収入が十七億二千七百万円、雑収入として一億、これは公務員宿舎の賃料あるいは物品の払い下げ代金等を予定しております。それから予備収入でございますが、これは災害であるとか、あるいは予期しない経費の支出に充てるための収入のワックを設定しているわけでございます。

次は、特定多目的ダム建設工事勘定の内訳でございますが、一般会計よりの繰入金七十三億六千三百万円、それから地方公共団体の負担金の収入が二十七億八千万円、それから電気事業者等の工事負担金収入、これはダムを利用いたしまして電気を起こしたり、あるいは用水を取ったりする人たちの負担金でございます。二十五億九千四百万円、次は地方債証券の収入でございます。二億五千四百万円でございますが、これは従来多目的ダム建設工事特別会計によりまして、借入金をやっております。借入金は地方の公共団体が借入金に相当する交付公債をおさめておきまして、それを年次計画に従いまして国庫に現金で返してくるわけでございますが、その返す金が来

年度は二億五千四百万円見込まれるわけでございまして、これは三十二年ないし三十四年度分の交付公債についての利子でございます。まだ元金は償却する年次には相なっておりません。それから特定多目的ダム建設工事特別会計の整理残余金の受け入れでございます。これは繰り越し等の残余金が引き継がれるわけでございます。次は受託工事の納付金収入が四億二千四百万円、雑収入が千二百八十二万一千円、予備収入が四億七千五百万円、でございます。

歳入の総額が、治水勘定におきまして四百六十億三千万円、特定多目的ダム建設工事勘定が百四十九億二千六百万円、計といたしまして特別会計の全体の歳入の規模は六百九億五千七百円、でございます。

右の欄が歳出でございます。まず治水勘定で歳出になりますのが河川事業費、これは工事事務費を除いた事業費が百八十七億七千五百万円、北海道河川事業が三十三億四千五百万円、河川総合開発事業費が十七億六千二百万円、これは直轄事業のダム以外の開発事業費でございます。北海道の河川総合開発事業費が千五百五十万円、砂防事業費が七十六億八千四百万円、北海道砂防事業費一億五千九百万円、建設機械整備費が七億四千八百万円、北海道建設機械整備費が一億四千六百万円、離島治水事業費が一億一千八百万円、伊勢湾の高潮対策事業、直轄分だけでございまして、五十六億四千四百万円、特別失策対策事業費八億、それから以後が事務費等の関係でございます。治水事業工事事務費四十三億六千五百万円でございます。この中には

治水事業、それから直轄の高潮対策事業、直轄の海岸事業等に従事する治水関係、河川関係の直轄に従事する人たちの工事事務費は全部ここに一括計上されております。それから一般事務費として二千万円、付帯工事に充てる金が二億、受託工事の工事に充てる金が十六億五千万円、予備費が六億でございます。

次はダムの方でございます。受託工事が四億一千万円、予備費が五億でございます。ほんとうの事業に充てるものが多目的ダム建設事業費が百三十一億二千六百万円、それから北海道の空知川の金山ダム建設事業費が五千二百五十万円、他会計への繰り入れが二億四千三百万円、これは恩給あるいは地方債の証券の収入から返つてきたものを国債の整理基金特別会計に繰り入れる金でございます。以上合計いたしまして、治水勘定が四百六十億、ダム勘定が百四十九億、合わせて歳出が六百九億五千七百円と相なっております。

次は七ページでございます。三十五年年度の治水事業特別会計の財源調べでございます。これは左の事業費に對しまして、どういふふうな財源が集まってきたかという表でございます。たとえば治水事業費のうち河川というところをござらぬいただきますと、歳出予算額は二百二十八億四千五百万円でございます。この財源といたしましては、一般会計の受け入れが、建設省分が百四十七億四千三百万円、北海道開発庁に計上されております北海道の河川事業費が三十三億四千百万円、経済企画庁の離島の振興に計上されております

の二千九百万円、それから労働省の特別失対が七億円、全部集まりまして百八十八億円の国費に相なるわけでございまして、それ以外に、地方公共団体の負担金が四十億三千百万円入りまして、二百二十八億四千五百万円というところに相なるわけでございます。

以上、事業費の欄につきましては、このようにございまして、ずつと参りまして事務費といたところがございまして、工事事務費を含んだ事務費につきましては、歳出の予算額が四十三億八千六百万円でございます。そのうち一般会計よりの受け入れが、建設省分が二十五億七百六十三万四千円、でございます。そのうちには、直轄海岸、直轄災害等の事務費が含まれております。そのほかに、地方の公共団体の負担金が十一億九千九百万円、それから付帯工事の分の事務費が六百万円、それから受託工事の負担金がございます。受託工事を受けます場合にございまして、事務費がその中に含まれておるわけでございまして、七千七百万円ばかりが工事事務の内容と相なっております。それから、特定多目的ダム建設工事勘定より工事事務費を治水勘定の方へ繰り入れをいたしております。以上、要点を御説明申し上げます。

それから次の表は、特定多目的ダム建設工事勘定の財源内訳でございます。これは治水のところで申し上げましたと同じでございますので、説明を省略させていただきます。それから次は九ページに参りまして、災害復旧事業の進捗状況の調べの表でございます。これは三十五年度で

施行すべき災害が、三十二年、三十三年、三十四年災の三カ年にわたった事業費でございますが、三十二年災害のところでございまして、三十二年に直轄の災害といたしましては、三十四年度で完了をいたしております。それから補助災害が、総額の国費といたしましては百十三億七千万円ございました。三十五年年度以降に十六億八千七百万円の国費が残っておりますが、これを来年度におきましては全部完了させようということに相なっております。それから三十二年災害でございますが、これも直轄災害は、三十五年年度末の進捗率で見ても、全部完了させようということに相なっております。それから補助災害は、三十五年年度以降に八十八億九千九百万円残っておりますが、それにつきまして、三十五年年度といたしましては、四十九億八千六百万円つづけて、八五〇の進捗率にいたしたい。三十六年度以降におきまして、さらに三十九億一千三百万円の残額があるわけでございます。

次に、三十四年度災害でございます。これは総事業費の国費が八百三億七千三百万円でございます。それにつきまして、三十四年度までに補正並びに準備金を出した分が二百二十二億七千六百万円と相なる予定でございます。進捗率は、直轄、補助を合わせて二七・七〇、従いまして、三十五年年度以降の残が五百八十億九千七百万円、これに對しまして、三十五年年度予算額が三百十九億九千二百万円、これをつけまして、三十五年年度末の進捗率を六七・五〇にいたしたい。そういったしまして、三十六年度以降に二百六十一億

五

四百万円繰り越されるということでございます。その内訳といたしましては、直轄災害が、三十五年度末の進捗率が九七・七〇、補助の事業といたしましては六五〇の進捗率に持っています。従いまして、三十五年度予算が施行されましても、三十六年度以降に繰り越されるものが約三百億ということでございます。

これによりまして概要の説明を終わるのでございますが、次は、多少ごまかくなりますけれども、この前差し上げてあります、三十五年度建設省関係の予算内訳書といたしましては、一々御説明いたしますと長いのでございますが、このうち河川局関係の係といたしましては、この表紙で見ただくように、予算総括表につきましては、この前官房長から御説明申し上げたわけでございますが、一般会計関係で、公共事業といたしましては、海岸、鉦害復旧、災害関連、災害復旧、この四つが河川局関係に係りあります。それから3の治水特別会計関係、これでございます。それから五番目に参りまして、特殊経費関係といたしまして、伊勢湾高潮対策、それから離島振興、特別失対、これだけ河川局関係がござりまするわけでございます。

まず、概略を順次御説明申し上げますと、九ページに参りまして、海岸事業費がござります。これは海岸のところで先ほど御説明申し上げましたように、全般といたしましてはああいふうな伸び方をいたしておりますが、各事業別の内訳が書いてございます。まず、第一番目は、内地の海岸事業費でございます。これは当初予算と比

較しておりますが、前年度予算——当初と補正後が書いてございますが、当初が四億五千九百万円、補正後が四億三千九百万円、三十五年度は七億と相なっております。カッコ書きは、註にござりまするように、工事事務費を含めたわけでございます。その内訳といたしまして、直轄海岸保全事業費が、新しい項目といたしまして一億五百万円の事業費、それからそのほか二千万円の工事事務費がござります。調査費が三十五年度千四百万円、海岸保全施設整備事業費の補助が五億四千二百万円、内訳といたしまして、海岸堤防修

築、海岸侵蝕、局部改良等がござります。次は、北海道の海岸事業費でございますが、北海道の海岸保全施設の整備事業費が五千五百万円で、侵蝕対策が五千二百万円、局部改良が三百万円ということに相なっております。

それから、次は十一ページでございますが、十一ページは鉦害復旧の係でございます。これは鉦害復旧のうち、河川等一般鉦害復旧事業費補助が、私の方で主管いたしておりますが、三十五年度予算額が一億九百六十七万円でございます。それから、十一ページのその次に災害関連という項目がござります。河川等災害関連事業費が、三十五年度は三十四億三千九百万円、二億五千五百七十七万八千円の減額に相なっております。まず、内訳といたしまして、河川の災害復旧の助成費が十一億五千七百万円で、三億一千三百万円の減額でございます。これは、減っておりますのは、三十四年度におきまして七十河川をやっておりますが、そのうち、二十四が完成をいたしております。これは

二十八年度当時の大災害のあとの災害関連事業が、ちょうど去年あたり完成をいたしましたために、新規は三十本さらに追加いたしましたわけでござります。当初の分はそう大して事業費がかりませぬのでこういうことに相なっております。それから海岸の災害復旧助成事業費が六億七千七百万円の減額でございますが、これは伊勢湾の高潮対策事業が二十八年度以来行なわれておりましたが、その分の約九億余りが新しい伊勢湾高潮対策に振りかえになりましたために主として減額でございます。それから、地盤変動対策は六百万円の減額でございますが、あとで申し上げますように、特別失対の方で六百万円新しくついておりますので、前年度同額ということに相なっております。

それから、河川等災害関連事業費補助でございます。これは小さい災害関連事業を合わせたものでござりますが、これは前年度に比しまして七億一千二百万円増額でございます。二倍半ぐらいの増額に相なっております。内訳は省略させていただきます。

次は、十二ページの災害復旧でございますが、これは河川等の災害復旧事業でございます。三十五年度は三百八十五億七千七百八千円でございます。内訳は、直轄が二十一億余り、補助の分が三百六十三億と相なっております。それから次は二十ページの治水特別会計の蔵出の項目別の内容でございます。治水特別会計で処置される治水勘定でございますが、まず、河川事業費でございます。このカッコ書きは、治水事業の工事事務費を含めた場合を示

しております。まず、河川事業といたしましては、三十五年度が百八十七億七千九百万円、工事事務費を含めると二百十三億二千九百万円でございます。工事事務費を含めないもので五十億、含めたもので五十五億九千九百万円の増額、直轄河川の改修費が、三十五年度は百三十三億一千九百万円、工事事務費を含めると百五十七億三千二百九百万円でございます。三十四億四千九百万円の増額に相なっております。それから直轄河川の維持費が、事業費で一億、工事事務費を含めると一億四千九百万円の増額と相なっております。それから荒川の汚濁対策費でございますが、これが三十五年度は三千万円でございます。千三百万円余りの増額でございます。それから河川事業調査費が四千万円の増額でございます。

次は、補助関係でございます。河川改修費補助が、合計いたしまして十四億二千九百万円の増額でございます。それから中小河川が七億四千九百万円、東京高潮対策が一億八千九百万円、これは特に二倍以上の増額になっております。それから大阪の高潮対策におきましても、これは三倍以上の増額でございます。それから局部改良補助が四十八億九千万円の増額と相なっております。

次は、河川総合開発事業費でございます。これは直轄ダムの建設工事以外の方でございます。堰堤維持費、それから総合開発の調査費、いずれも五千万円と三千万円の増額、それから三番目が補助ダムの補助費でございます。四億一千九百万円の増額と相なっております。

次は、砂防でございます。砂防は三十五年度予算額といたしまして、工事事務費を含めると八十億六千万円ということでございます。そのうち、直轄砂防の事業費が四億八千九百万円の増額、それから、砂防事業調査費が四億五千九百万円の増額でございます。通常砂防事業費の補助が四億五千九百万円、緊急砂防費の補助が三千万円、特殊緊急砂防事業費補助というものが、これは減額のようなことになっておりますが、これは補正予算で非常にふえたので、当初予算に比べますと、これは三十五年度全部がふえたことに相なるわけでございます。それから地すべり対策事業費補助が七千四百九百万円の増額に相なっております。

それから、ずつと参りまして、離島の治水事業費が全部で三千万円の増額でございます。その内訳は、河川改修費補助、砂防事業費補助、地すべり対策事業費補助に相なっております。次は、二十二ページに参りまして、伊勢湾の高潮対策事業費でございます。これは内訳といたしましては、直轄の高潮対策事業費と、高潮対策事業の調査費ということに相なっております。

次は、特別失対事業費でございます。三十五年度は八億でございます。一億の増額に相なっております。その内訳は、河川改修費補助のうち中小河川の負担金におきまして一億の増額と相なっております。次は、北海道の河川事業費でございます。大体内地と同じ率で伸びておりますが、直轄河川の改修費におきまして六億七千万円、事務費を入れます

と六億九千二百万円の増額でございます。国費河川改修費が六億一千九百万円の増額、これで新規の留爾川を一本とるわけでございます。特殊河川の改修費四千万円の増額、国費河川の維持費が九百六十一万円の増額でございます。それから調査費が八百万円、河川改修費補助の総額といたしまして一億八千七百万円の増額、道路河川におきまして一億二千万円、小規模河川が新しい項目でございまして四千五百万円、局部改良が二千二百万円の増額でございます。

次は、北海道河川総合開発事業費でございます。直轄堰堤維持費、これが千五百五十万円でございまして、これは幾春別川の桂沢ダムの維持管理費でございます。

次は、北海道の砂防事業費でございます。全体といたしまして三千八百万円の増額、その内容は、通常の砂防が三千七百万円、地すべりが百万円の増額でございます。

それから次に参りまして、治水事業の工事事務費でございますが、全部で四十三億六千五百八十一万二千円でございます。註に書いてございまして、直轄工事に必要な職員俸給、職員諸手当、日給、旅費、赴任旅費、常勤職員給与、工事雑費等、現場事務所の人件費及び事務費がすべてここに計上されておるわけでございます。以上で治水勘定の内訳を終わらしていただきます。

次に、二十四ページは、多目的ダム建設工事勘定の歳出の内容でございます。多目的ダム建設の事業費といたしまして、荒川からずつと参りまして岩木川でございますけれども、岩木川

の目録ダム建設費というところまでは継続事業でございます。筑後川の下笠ダム、利根川の矢木沢ダム、川内川の鶴田ダム、これらが建設工事の新規で、実地調査から上がった分でございます。それからあとに続きます利根川の久保ダム、北上川の四十四田ダム、淀川の高山ダム、これは継続じゃなくて、実施計画調査でございまして、このうち、利根川の下久保ダムは昨年から実施計画調査と相なっております。

次は、北海道の空知川の金川ダムの実施計画調査費でございます。これは三十四年度から実施計画調査費と相なっております。以下、受託工事費であるとか、あるいは一般会計への繰り入れがございまして、これは先ほど御説明申し上げましたように、恩給の負担金を一般会計に繰り入れる経費とか、それから特定目的ダム建設工事特別会計で借り入れた借入金金の利子を国債整理基金特別会計へ繰り入れるために必要な経費等でございます。

それから他勘定へ繰り入れの五億九千五百万円、右に書いてございまして、特定多目的ダム建設工事等の施行のため必要とする人件費及び事務費の財源を治水勘定に繰り入れるために必要な経費でございます。予備費は、予見しがたい必要に基づいて支出を予定される経費でございます。

それから四十九ページ、特殊経費といたしまして、特別会計あるいは一般会計で計上されております一括の経費がございまして、まず特殊経費といたしまして、伊勢湾の高潮対策がございまして、このうち一般会計に計上されておりますものが、伊勢湾高潮対策事業

費のうちの高潮対策事業費補助の関係でございます。三十五年度は三十四億七千五百万円計上されております。それから治水特別会計に計上されておりますのが、直轄の事業費と調査費でございます。

それから五十一ページに、離島振興の関係がございまして、離島振興の係は一般会計に計上されておりますのが、離島振興事業費のうち、海岸保全施設の整備事業費の關係でございます。それから治水特別会計に計上されておりますのが、離島の治水事業費、内訳といたしましては、河川改修費、砂防事業費、地すべり対策事業費等の補助関係でございます。

それから五十三ページに特別失対の關係がございまして、これは治水特別会計に計上されておりますのが、特別失業対策事業費のうち、河川改修費の補助と砂防事業費の補助でございます。合わせて八億計上されております。その上の欄に一般会計に計上されておるのがございまして、特別失業対策事業費のうち、海岸保全施設整備事業費の補助と河川等災害関連費補助が一般会計に計上されております。

以上で、非常に方々に書いてございましてお聞き取りにくかったと思っておりますけれども、御説明を終わらしていただきます。

○田上松衛君 説明に対してちよつとわからないことがあるのですが、河川局の三十五年度予算説明資料の中で、六ページに参りまして、治水特別会計の歳出欄ですね、一番最後にありまする他会計へ繰り入れ、一番下の方の五億九千五百何しがし、これは今あとでわかりましたけれども、もう一つその上

にありまして二億四千三百というのは、これはどういう意味なんですか。○政府委員(山本三郎君) これは多目的ダム特別会計におきまして、地方的公共団体で負担すべきものを預金部から借り入れておきまして、その金部に対する利子が地方公共団体から入っております。その分が歳入のところにあがっております。二億五千四百万円でございます。このうち預金部から金を借りておりますので、その利子をこの会計で払わなければならぬ。その利子分と、それから恩給、この特別会計に從事する人間の恩給を一般会計に繰り入れる金、その二つを合わせたものが二億四千三百万円になります。あとの資料で間違いがございました。あとの五億九千五百万円は他勘定という間違いでございまして、その他勘定というのが治水勘定の方へ繰り入れ、その上は他会計でございます。ただいま申し上げましたように恩給の分と、それから国債整理基金特別会計とございまして、それに対する、借金に対する利子を払う金になるのでございます。

○田上松衛君 他勘定という、今のあとで説明して下さった、建設省関係の予算内訳書の中で説明された、この中には他会計と書いてあるのですが、そういう工合に御説明願ったのですが、ただいま……わかりました。私の方が間違いました。二十五ページです、他勘定でした。

○田中一君 これは大沢政務次官にお願ひしておきますが、御承知のようにこの公共事業の労働賃金ですね、これは九・一%賃金がアップされております。従って事業費の伸びということのは九・一%を引いたものということ

にならざるを得ないと思うのですが、事業の実態というものです、賃金が上がっておりますから、約一割弱上がっておりますから、そこで計上されておるのが、大蔵省の未定稿の説明書による十二ページの失業対策費の中で、一応賃金の値上げが認められておるのです。そこで全体の事業費の労働賃金をその率で、その標準で全体の事業費の労働賃金というものを算定しているのかどうか、これを見ますと、二十八円引き上げて三百三十四円となつたということが一つ、年末手当を一日増加して十四日分になつたというものは、単純労働費の値上げの分なんです、予算上ですね。だから直轄工事全部、補助工事も含めてですよ、そういうような労働費をその基準によつて算定しておるものかどうかということが一つ、それから補助率が前年度と比較して変動のあつたものを、全部見るのは大へんだから、あなたの方で資料を出して下さい。補助率の変動、河川費ばかりではございませんよ、全部の公共事業費のうちで、補助工事のうちの補助率の変動があつたものをお出し願ひたい。ふえたものがある、減つたものがあるというならば、そうしてその理由を書いてほしいのです。この二点だけ一つ、答弁してもらつたら、あとで一括してしてもらいますから、資料を出しても構いません。従つて、もう一ぺん申します、全公共事業というものが、失業対策費のうちで失対事業として九・一%の値上げを三十五年度予算においては認めておるわけですね。計上しておるわけですね。

従つて各事業費が、公共事業全部を通じて、単純労働の賃金というものは

九・一物の賃金をアップされて予算を組まれたものかどうか。これは御承知のように一般職種別標準賃金表に基く値上げですから、それが基礎になって、あなたの方の積算になっておるのかどうかという点を伺いたい。

○政府委員(大沢雄一君) ただいまの御質疑は、後ほどお答え申し上げるようになっています。

○委員長(岩沢忠恭君) それでは、質疑は次回に譲りまして、次に、昭和三十五年度首都圏整備事業関係予算につきまして内訳説明をお願いします。

○政府委員(樺山俊夫君) この前お手元にお配りしました「昭和三十年年度首都圏整備事業予算」をごらんいただきたいと思いますが、それによりまして御説明申し上げたいと存じます。

全体につきまして、先般補足説明で申し上げましたように、ここに掲げてございます各項目につきましては、首都圏整備計画に基きまして、首都圏整備委員会が、その実施を推進してあります。各項目につきましては、後ほど内容を御説明いたしたいと思います。但し、これらの項目の中で、約八五〇が建設省関係の総費でございます。それ以外に運輸省、厚生省、通産省、農林省並びに経済企画庁の所管として計上されております経費がございます。それらの経費につきまして、各所管の省並びに庁におきまして、予算の項の内訳をいたしまして、首都圏整備分ということで明記をさせていただいております。それによりまして、首都圏関係の事業を確保する予算措置をとっておるわけでございます。

最初に、公共事業の関係でございますが、一番上段にございます、「昭和三十五年度国費」という欄に掲げました数字は、この大部分が補助の関係でございます。項目によりまして違うのでございますが、一部分は国で直轄施行いたします経費を掲げたものもございまして、そういうお含みでお聞き取りをいたしたいと思っております。

最初の既成市街地の関係でございます。十三区、武蔵野、三鷹、それから川崎、横浜、川口を指しておるのでございますが、既成市街地関係の事業といはしましては、まず第一に道路、街路の関係でございます。道路、街路の関係といたしましては、昭和三十五年の国費が四十七億五千万円でございます。前年度と比較をいたしまして六〇物の伸びでございます。この中で、道路と街路に分かれておるもので、街路が、その大部分を占めておるのでございまして、この道路、街路の中で、実施をいたします内容、いたしましては、一般道路並びに都市計画街路の中で、重要幹線及び補助幹線の整備をいたします。それらの中で、すでに着手いたしました分につきましては、その早期完成をはかりまして、同時に、立体交差の整備をいたしまして、従来継続してやっております十個所の分と、新しく二個所の立体交差の整備をいたします。

それからオリンピックの関係といたしまして、摘要欄にも掲げておきましたように、放射四号線、これは青山から渋谷を抜けて、三軒茶屋を通りまして駒沢に行く道路でございます。この道路は、オリンピックの主競技場になりまして神宮外苑と、それから球技をいたします駒沢公園とを結びます重要な道路でございます。それから環状七号線は、現在あります国電の山手線の外側を通っております環状六号線という道路がございますが、その環状六号線のもう一つ外側を、約二キロ乃至三キロの外側を通ります道路でございます。この道路は、オリンピックの宿舎に予定されております埼玉県の朝霞、それから神宮外苑並びに駒沢の運動場、それから羽田空港、これらを結びます重要な道路でございます。それから、放射二十二号、こういった道路は、オリンピックの関係で特に必要でございますので、これらの事業の繰り上げ施行をいたすのでございます。それから横浜、川崎の分につきましては、産業関係道路、街路、これを従来やっておりますが、この緊急整備をいたします。

それから首都圏高速道路公団関係といたしまして、関連街路の緊急整備をいたしたいということでございまして、以上申しましたような内容の仕事を、この道路、街路の仕事でございます。定でございます。

それから、次の低地対策でございますが、御承知のように江東地区は、年産額約二千億に上ります重要工業地帯でございます。これらの地帯は、地盤が非常に沈下しておりますこと、従いましてこの地域のほとんど全部が、平均満潮時よりも低いというような特殊な地帯でありまして、低地対策を緊急に施行しなければならぬ土地でございます。この低地対策の費用といたしまして、今申し上げました江東地区のほかに、中川、芝川を加えまして、

三十五年度予算が九億五千五百二十万円でございます。前年度に比べまして、約九〇物の増加でございます。これらのうちで、東京高潮対策といたしましては、建設省関係の隅田川の沿岸の分と、運輸省関係の臨海部の仕事、両方がございます。高潮対策といたしましては、建設省関係の分は、隅田川沿岸の全水門を、これは継続してやっておりますが、それを三十五年度で完成いたしまして、同時に、あわせて護岸の工事を新規に着手いたします予定でございます。運輸省関係の臨海部の工事といたしましては、護岸の大幅な整備をいたす予定でございます。なおこれらの計画は、従来江東地区の高潮対策といたしまして計画をして実施している事業でございますけれども、伊勢湾台風の教訓によりまして、これらの護岸あるいは堤防につきましては、一メートル乃至二メートルのかさ上げが必要なことと思っております。これら、これらの点につきましては、せっかく現在検討中でございますが、こういった検討の結果を取り入れまして、明年度実施をいたしたいのでございます。従来計画分につきましては、三十七年度に完成する見込みでございます。

次に中川でございますが、中川につきましては、荒川と江戸川の間にある中川を改修をいたしまして、新しく中川放水路を開きまして、従来継続をいたしまして進めてきておりますが、この分につきましては、三十五年度中に放水路の開きを完了する予定で工事を進めたいと存じます。それから芝川につきましては、御承知のように川口市内を流れている川でございます。一昨年の二十二号台風におきまして、非常に浸水がございまして、大きな損害を受けた土地でございます。こういった経験にかんがみまして、芝川につきましても継続をいたしまして、新しく放水路を開きたい。水害の対策に資したいということで、事業を進めたいのでございます。

それから、次の河川関係でございますが、都市河川の整備につきましては、大体汚濁対策並びに中小河川の整備改修というのが重点でございます。その汚濁対策の一つといたしましては、岩渕水門の取り入れ口の施設並びに隅田川の浚渫の事業がございます。それ以外の中小河川、あるいは局部改良の事業、これらをおおわけて都市河川の整備をいたしたいのでございます。この経費といたしましては三億九千万円でございます。前年度と比較をいたしまして、約三四物の増加でございます。

岩渕水門につきましては、隅田川の上流が荒川と接続をしておりますが、この荒川の取り入れ口に、岩渕水門を新しく作りまして、これは国の直轄事業でございますが、この岩渕水門とあわせて、荒川の中に可動堰を設けて、この水門から荒川のきれいな水を隅田川に注入をいたしまして隅田川の浄化をはかるというためにいたします事業でございます。

それから隅田川につきましては、汚濁対策といたしまして三メートルの浚渫をいたす計画で従来仕事を進めております。現在その約半分の一メートル半の浚渫を済ましておりましたが、引き続きまして来年度におきまして、この事業を継続いたしまして実施をいた

おきまして、非常に浸水がございまして、大きな損害を受けた土地でございます。こういった経験にかんがみまして、芝川につきましても継続をいたしまして、新しく放水路を開きたい。水害の対策に資したいということで、事業を進めたいのでございます。

岩渕水門につきましては、隅田川の上流が荒川と接続をしておりますが、この荒川の取り入れ口に、岩渕水門を新しく作りまして、これは国の直轄事業でございますが、この岩渕水門とあわせて、荒川の中に可動堰を設けて、この水門から荒川のきれいな水を隅田川に注入をいたしまして隅田川の浄化をはかるというためにいたします事業でございます。





年度は、それと同額の五千万円で事業の推進費を使用いたしますのでござい  
ます。調整推進費といたしましては、  
市街地開発区域の中で、各省各庁の所  
管の公共事業がございまして、その相  
互間に不均衡が出て参りますので、そ  
れを調整いたしますため、市街地開  
発区域に工場誘致をいたしましたのに  
即応いたしまして、臨機に各種の公共  
事業を実施をして、そういうことによ  
りまして、市街地開発区域の整備を推  
進していくための経費でございませ  
す。2以下の、公営住宅、不良住宅地区改  
良、宅地整備、下水道、街路、工業用  
水道、千葉港湾、公共空地、その他  
等、これはいずれも、公共事業をこれ  
らの市街地開発区域において実施をいた  
しまして、市街地開発区域の立地条件  
を整備をいたしますと同時に、その区  
域内の市町村の各種の公共事業を整備  
いたします経費でございませす。非常に  
こまかい数字がございませすので、省略  
をさせていただきます。

市街地開発区域の総計は、八億三千  
六百十八万円でございまして、前年度  
と比較をいたしますと、約三三〇分の増  
加でございませす。  
以上、三地域、すなわち市街地開発  
区域、首都圏全域並びに既成市街地の  
分の公共事業の総計は、百五十八億一  
千九百五十九万円でございまして、前  
年度に比較をいたしますと、約三〇〇  
分の増加になっておるのでございませ  
す。  
二番目は、財政投融資関係の事業を  
参考までに、ここに書いてございまし  
て、その第一の地下鉄につきましては、  
この分は、帝都高速度交通営団の施行  
いたします工事でございます。総事業  
費が百十五億でございまして、その中

で五十五億の財政投融資を予定をいた  
して参ります。  
帝都高速度交通営団の三十五年度の  
実施をいたします計画といたしまして  
は、現在、工事を進めております新宿  
から荻窪に参ります路線を継続して実  
施をいたしまして、三十五年度中には、  
新宿から南中野駅——本町四丁目とい  
うのがございませす。そこにできま  
す予定の南中野駅までの事業を完成い  
たしますこと、この本線から方南町  
に分けて参ります。支線がございま  
す。その線の方南町の一つ手前の富士  
見町までの工事を完成する予定でござ  
いませす。それから二号線につきまし  
ては、北千住から中目黒まで参ります路  
線でございますが、これは三十五年度  
中に、南千住と仲御徒町間の完成をは  
かりたい。それから、その先の人形町  
までの延長分と、南千住と北千住の間  
の事業の着手をいたします計画でござ  
いませす。

以上が営団の実施いたします地下鉄  
の計画でございませす。  
次の首都高速度道路公団につきまし  
ては、建設省から御説明があつたと思  
いますので省略をさせていただきます。  
三番目の有料道路といたしましては、  
日本道路公団として実施させる予定の  
第三京浜の事業でございませす。これは  
御承知のように、藤沢の少し手前から  
戸塚の有料道路がございまして、それ  
を延長いたします。横浜の保土が  
谷のところまで、横浜バイパスとい  
まして、最近有料道路が完成いたしま  
した。その有料道路を利用いたしま  
して、これを東京の方面に延ばす計画  
でございまして、横浜なり、あるいは川  
崎の市街地の密集区域を避けまして、

山ノ手の方を新しく有料道路として第  
三京浜を建設する予定でございませ  
す。  
それから市街地開発区域の關係とい  
たしまして、工業用地の造成のために  
十一億八千三百万円を予定いたしてお  
りまして、これは従来継続をいたしま  
して実施して参っております地区につ  
きましての工業用地の造成を引き続き  
実施をいたしますこと、新しく三十  
五年度にいたしましては、青梅、羽村  
地区並びに野田地区につきまして、新  
しく工業用地の造成の事業を始める予  
定でございませす。  
以上が財政投融資事業の概況でござ  
いませす。

最後の調査費でございませす。調査  
費は、首都圏整備委員会に對しまして  
行政部費として計上されております経  
費でございまして、その第一の東京湾  
埋め立てのための基本調査でございま  
す。これは三十四年度から実施をい  
たして参りまして、三十五年度で完了  
する予定で、調査を進めておるので  
ございませす。  
御承知の通りに、東京湾につきまし  
ては、十分な基本調査が従来できてお  
りませせん。従いまして、埋め立てのた  
めの基本計画を作ります上に、非常に  
不便でございまして、どうしても総合  
的な基本調査をいたします必要がござ  
いませすので、この調査によりまして、  
東京湾の深淺調査並びに地質の調査を  
現在続けて実施をしておるのでござ  
いませす。それに要します三十五年度分  
の経費を三十四年度と同額の千八百万  
円を、ここに計上してあるのでござ  
いませす。  
それから二番目の市街地開発区域整  
備計画樹立のための基本調査でござ  
いませす。

まして、これらにつきましては、すで  
に計画を進めております相模原、八王  
子、大宮、千葉、それぞれの地域につ  
きまして、具体的な整備計画の樹立を  
いたしますための基本調査を、これ  
から他の調査は非常にこまかい調査  
でございまして省略をさせていただきます  
たいと思つております。  
以上申し上げましたのが、大体の首  
都圏關係の事業の内容でございませ  
す。これはいづれも、国で直轄施工し  
てやります分と、補助事業の分ないし  
は財政投融資關係の分の御説明をいた  
したわけでございませす。

実際にこの事業を実施いたします  
東京都あるいは關係の地方公共団体に  
おきましては、これらの経費に加えま  
して、起債あるいは一般財源を持ち出  
しまして、極力事業費の拡大をはかり  
まして、首都圏整備事業の推進をや  
つておる状況でございませす。  
大へん簡単でございませす。以上  
をもち、御説明を終わります。

○田上松衛君 ちよつとお聞きしま  
す。四ページの義務教育施設ですが、  
これの大体施行地区と学校の数、どの  
くらいか、全然見当つかないですか。  
○政府委員(樺山俊夫君) この義務教  
育關係の施設につきましては、それぞ  
れの学校から、年度が始まりますと文  
部省に對しまして申請をいたしまし  
して、その申請を個々に審査をいたしま  
して、文部省が査定をいたしまして、  
この補助を出すということになってお  
りまして、現在では、その予定が実は  
わからないわけでございませす。  
○田上松衛君 全然わからないので  
す。大体概数だけ……。

○政府委員(樺山俊夫君) これは、従  
来実施しております、大体のワッ  
クで、文部省が経費を要求いたしまし  
て、こつこつ経費を取るわけでござ  
いまして、実施になりましたから、い  
ろいろなたくさんの申請が出ますの  
で、その申請を審査をいたしまして、  
個々にきめていくという扱いにしてお  
りますので、現在では、ちよつとわか  
りかねるのであります。

○委員(岩沢忠泰君) それでは、本  
日はこの程度にとどめまして、次回は  
二月十八日、三十五年度建設省關係予  
算等並びに建設行政の基本方針につ  
きまして、建設大臣に対する質疑を行  
なりたいと思ひます。  
本日は、これにて散会いたします。  
午後零時十四分散会

二月十二日予備審査のため、本委員会  
に左の案件を付託された。  
一、海岸法の一部を改正する法律案  
一、建設業法の一部を改正する法律  
案

海岸法の一部を改正する法律案  
海岸法の一部を改正する法律  
案(昭和三十一年法律第百一  
号)の一部を次のように改正する。  
第六條、第二十六條第一項及び第  
二十九條中「新設又は改良」を「新  
設、改良又は災害復旧」に改める。  
附則  
この法律は、公布の日から施行す  
る。  
建設業法の一部を改正する法律  
案  
建設業法の一部を改正する法律

建設業法の一部を改正する法律  
案  
建設業法の一部を改正する法律  
案

建設業法の一部を改正する法律  
案  
建設業法の一部を改正する法律  
案

律

建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。
目次中「第四章 主任技術者の設置（第二十六条・第二十七条）」を「第四章 施工技術の確保（第二十五条の二十五・第二十七条）」に改める。
第五条第一項第二号を次のように改める。

一 法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定で建設工事に関するものうち建設大臣が指定したものを受けた者
「第四章 主任技術者の設置」を「第四章 施工技術の確保」に改める。
第四章中第二十六条の前に次の一条を加える。

（施工技術の確保）
第二十五条の二十五 建設業者は、施工技術（設計図書に従つて建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。）の確保に努めなければならない。
第二十七条を次のように改める。

（技術検定）
第二十七条 建設大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行なうことができる。
2 前項の検定に合格した者は、政令で定める称号を称することができる。

3 第一項の検定を受けようとする者は、政令の定めるところにより、手数料を納付しなければなら

ない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行の際現に登録を受けている者又はこの法律の施行の日前若しくは施行の日から起算して六十日以内において登録を申請した者の登録の要件については、改正後の建設業法第五条第一項第二号の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

二月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、光華霊園建設要地払下げに関する請願（第二五八号）
一、東海道第二国道建設に関する請願（第一九〇号）
一、東海道高速自動車道路建設促進に関する請願（第三二六号）

第一五八号 昭和三十五年一月三十日受理
光華霊園建設要地払下げに関する請願
請願者 京都市間ノ町正面 大谷豊潤外四百四十二名

紹介議員 一松 定吉君
今次戦争は銃前銃後の別なき総力戦であつて、父を失ない爆撃をうけ弾丸を浴び家を失い、住みなれた土地を追われ一家滅亡のものも数知れず、その惨状は言語に絶するものがあるが、その結果無縁仏となつた犠牲者等の霊をねんごろに祭ることは、生存者の義務であるばかりでなく、国民精神の作興となることであるから、第九回国会中衆議院に提出採択された請願第三十一号中の要項十一箇条を遵奉し、無縁仏そ

の他を一括しての祭り所として大霊園光華霊堂を建設したいから、これに必要な国有土地（第一予定地元地名東京都南多摩郡加住村龍山城東広場、第二予定地元地名東京都八王子市小宮町粟ノ須河川敷広場）を払い下げられたとの請願。

第一九〇号 昭和三十五年二月一日受理
東海道第二国道建設に関する請願
請願者 名古屋市中区南外堀町六ノ一 平岩作次

紹介議員 青柳 秀夫君
東京から京浜地帯、静岡、浜松、豊橋及び岡崎の各都市を經由して、名古屋地域にいたる東海道は、産業の伸展にもなつてその交通量は、最近年ごとに激増しているため、自動車の交通は将来まひ状態になるおそれがあり、そのため産業の振興におよぼす影響も大きく、まことに憂慮される現状にあるが、政府の重要施策である道路整備の面的躍進が今後大いに期待されているときでもあるから、東京と名古屋を結ぶ東海道に自動車専用の第二国道を新たに建設せられたいとの請願。

第二三六号 昭和三十五年二月四日受理
東海道高速自動車道路建設促進に関する請願
請願者 静岡県清水市相生町二丁目 清水商工会議所会頭 鈴木与平
紹介議員 鈴木 万平君
現在の国道一号線は、わが国生産力の骨格である京浜工業地帯、静岡工業地帯、中京工業地帯、阪神工業地帯を結

合する唯一の幹線輸送路であるには余りにも貧弱なる実体であり、京浜、名古屋、阪神等の先進工業地帯が新しい産業立地としてその地域を太平洋沿岸地帯に延長しようとする実情からして、これらを結ぶ近代的輸送基盤の整備は長期経済五箇年計画の達成上からみても不可欠の要件であつて、もし急速にこの輸送あい路を開通しなければわが国産業経済の発展を大きく阻害する結果に至ることは予測に難くないところであるから、東海道高速自動車道路の建設を促進せられたいとの請願。

昭和三十五年二月二十日印刷

昭和三十五年二月二十二日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局